

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年8月4日

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 神戸地方検察庁 令和6年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年8月4日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和4年7月9日頃から同年11月10日頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

SNSでやりとりを重ねて、恋愛感情や親近感を抱かせていたことを利用して又は遺産相続名目で、日本に送る荷物の送料が必要等うそのメッセージを送信し、被害者をだまして指定する銀行口座に現金を振込入金させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 主な犯行態様

ア 恋愛感情を抱かせていたことを利用して、日本に送る荷物の配送料・書類作成料金、日本に入国する際の手数料、海外送金の手数料、交通事故の入院費用、税関への支払い、贈り物にかかる税金代が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る、いわゆる国際ロマンス詐欺

イ 親近感を抱かせていたことを利用して、日本に行くための荷物送料、現金輸送にかかる費

用が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る
ウ 遺産相続名目に、海外送金の手続費用、遺産相続手数料が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る

(2) 支給対象犯罪行為において使用した氏名、職業

米国の眼科医デイビッドフランクアラン、シリアに派遣された米国籍の看護師（女性）ジェシカ、カナダ陸軍大將ジョセフベイツ、米国軍人（女性）パターソンリン、英国在住の貨物船船長（男性）トニーポール、米国軍人（男性）スアン、イタリア在住の香港系米国人（男性）李、イタリア人男性医師、米国在住の医療従事者の男性、弁護士ステイブンチャイ（男性）、米国在住の自称国際弁護士新垣光子

(3) 被害者が現金を振込送金した銀行口座

銀行（支店名）、口座名義、口座番号の順に記載

三井住友銀行浜松町支店、レウ エンピリピテイエ ダンマジヨテイ テロ、7735035

三井住友銀行兵庫支店、ホアン バン ナム、7729136

三井住友銀行徳庵支店、チャン バオ フツク、1860768

三井住友銀行湊川支店、グエン フィ ソン、4260531

三井住友銀行わらび支店、グエン ヴァン ルオン、7525060

三井住友銀行門真支店、ヴー ヴァン ティエン、4137497

三井住友銀行高幡不動支店、グエン ティエン ズン、1762847

三井住友銀行茨木支店、ファミ アイン ドウツク、4329272

三井住友銀行西宮支店、グエン ヴァン リュウ、8832837

三井住友銀行明石支店、ヴァムンフン、7152436

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金27万円
- 6 支給申請期間 令和7年8月4日から令和7年10月3日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 神戸地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和6年3月26日
- (3) 確定年月日 令和6年4月10日
- (4) 被告人の氏名 小島 太一郎
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和4年7月11日頃から同年11月10日頃までの間、千葉県内又は東京都内において、窃盗犯人が正当な払戻権限がないのにATMから引き出して窃取した犯罪収益である現金（いわゆる国際ロマンス詐欺又はこれに類似する詐欺により得た被害金）を、犯罪収益であるとの情を知らずながら受け取り、もって犯罪収益を収受した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650-0016 神戸市中央区橋通1丁目4番1号 神戸地方検察庁 被害者支援担当

電話番号 078-367-6081（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事

正) に対して審査の申立てをすることができます(提出先は上記8のとおり)。

- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、当該処分をした検察官が所属する検察庁(神戸地方検察庁)の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。